三　重　県

○収用委員会委員任命

田中淳子委員は、十月十九日任期満了し、同月二十日次の者が任命された。

収用委員会委員　平林　美紀

福　岡　県

○労働委員会委員任命

廣瀬幸委員は、十月三日死亡退職し、佐田正二委員は、十月二十五日辞職し、五十嵐里子委員、井上智夫委員、大塚康宏委員、斎島喜信委員、鍋島初美委員及び大石昌彦委員は、十一月二十五日任期満了し、同月二十六日次の者が任命された。

労働委員会委員　上田　竹志
同　同　徳永　響　同　同　高田　章男
同　同　堂原弘志　同　同　西村芳樹
同　同　吉村淳治　同　上村真紀
同　熊手艶子

○労働委員会委員再任

大坪稔委員、後藤裕委員、所浩代委員、南谷敦子委員、山下昇委員、上野茂伸委員、隈本泰清委員、島添幹子委員、有馬紀顕委員、竹内直行委員、樋口和光委員、松岡嘉彦委員及び宮田克彦委員は、十一月二十六日再任された。

名古屋市

○監査委員選任

橋本博孔委員は、十一月十日任期満了し、同月十一日次の者が選任された。

監査委員　小川　令持

堺　市

新
同任期満了（副市長）中田村　恒二
旧
同　（同）中條　良一

副市長　（副市長）中條　良一
（以上十一月三十日）
（十二月一日）

神　戸　市

新
任期満了（副市長）鳥居　聡
旧
（十一月二十八日）

副市長　（副市長）玉田　敏郎
（十一月二十九日）

官庁発表

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年12月20日

関東地方整備局長　泊　宏

道路の種類	路線名	区間
一般国道	４号	草加市花栗三丁目884番３から同市三丁目946番１までの上り線
一般国道	４号	草加市花栗三丁目946番１から同市北谷一丁目948番12までの下り線
一般国道	４号	草加市北谷一丁目948番12から同市北谷一丁目2110番５までの上下線
一般国道	４号	草加市北谷一丁目2110番５から同市北谷一丁目1943番３までの下り線
一般国道	４号	草加市北谷一丁目1943番３から同市北谷三丁目1914番８までの下り線
一般国道	４号	草加市北谷三丁目1914番８から同市新善町字甚蔵525番までの上下線
一般国道	４号	草加市新善町字甚蔵177番１から同市新善町字四郎次392番１までの上下線
一般国道	４号	草加市新善町字四郎次392番１から同市長栄二丁目９番８までの上り線
一般国道	４号	越谷市谷中町二丁目34番から同市谷中町四丁目23番４地先までの上下線

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成29年12月19日をもって満了した。

平成29年12月20日

人事院人材局企画課長　岩崎　敏

記

平成28年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）

公　告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人丸山昌一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成29年12月20日　東京法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社アチーゴ
２．住所　大阪府大阪市中央区淡路町三丁目５番13号　創建御堂筋ビル７Ｆ
３．代表者の氏名　鈴木美智子
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第367号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年６月20日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督第二課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成29年12月20日

近畿財務局長　美並　義人

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成30年１月19日までに四国財務局理財部金融監督第一課あて申し出をされたい。
２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店・代表者名③事務所所在地

①21480010058②株式会社ＧＯＯＤＯＮＥ・中村　哲③高知県高知市はりまや町１丁目４－８－２Ｆ

平成29年12月20日

四国財務局長　山岸　晃

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第１８７３号

京都市中京区木屋町通三条上る上大阪町530番地
申立人　株式会社さきぞう
申立人手続代理人弁護士　松本　裕子
同　吉田　瑞希
本籍兵庫県神戸市北区若葉台２丁目10番、最後の住所京都市中京区御幸町通三条上る丸屋町326番地　ルイシャトレ三条御幸町603号、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日平成29年５月11日、出生の場所福岡県鞍手郡宮田町、出生年月日昭和38年11月６日、職業不詳
被相続人　亡　花田　恵一
事務所京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル５階　京都法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡根　竜介
京都家庭裁判所

平成２９年（家）第１９１４号

京都市上京区千本通一条上る北伊勢殿構町695番地　グラン・コート千本一条705号
申立人　丸岡　易史
本籍京都市北区等持院南町８番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日平成29年９月２日、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和10年１月28日、職業無職
被相続人　亡　北川　富子
事務所京都市中京区御池通柳馬場角　京都朝日ビル９階　京都成蹊法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉松　裕子
京都家庭裁判所